

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

(11 月 22 日)
(第 8 号)

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第 8 号

平成23年11月22日（火曜日）

表彰状伝達式

事務局長（林 敏一） 開議に先立ちまして、全国都道府県議会議長会から自治功労者として表彰を受けられました議員に対する表彰状の伝達式を行います。

被表彰者氏名

岩田 隆 嘉（在職10年以上、自治功労者）

〔岩田隆嘉議員登壇、山本教和議長より下記表彰状の伝達を受けた 拍手起こる〕

表 彰 状

岩田 隆 嘉 殿

あなたは三重県議会議員として在職10以上に及び、地方自治の発展に努力された功績はまことに顕著であります

よってここにその功労をたたえ表彰します

平成23年10月25日

全国都道府県議会議長会

事務局長（林 敏一） 以上をもちまして、伝達式を終わります。

議事日程（第8号）

平成23年11月22日（火）午前10時開議

- 第1 認定第5号から認定第17号まで
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 議案第28号から議案第76号まで
〔提案説明〕
- 第3 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第1 認定第5号から認定第17号まで
- 日程第2 議案第28号から議案第76号まで
- 日程第3 議員派遣の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚

14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真 治
16	番	水	谷	正 美
17	番	杉	本	熊 野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽 市
20	番	小	林	聰 人
21	番	小	林	正 介
22	番	奥	野	英 洋
23	番	中	川	康 広
24	番	今	井	智 三
25	番	藤	田	宜 一
26	番	後	藤	健 宣
27	番	辻		三千
28	番	笹	井	健 司
29	番	稻	垣	昭 義
30	番	北	川	裕 之
31	番	館		直 人
32	番	服	部	富 男
33	番	津	田	健 児
34	番	中	嶋	年 規
35	番	竹	上	真 人
36	番	青	木	謙 順
37	番	中	森	博 文
38	番	前	野	和 美
39	番	水	谷	隆
40	番	日	沖	正 信
41	番	前	田	剛 志

43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記(事務局次長)	神 戸	保 幸
書記(議事課長)	原 田	孝 夫
書記(企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記(議事課副課長)	山 本	秀 典
書記(議事課主幹)	加 藤	元
書記(議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	安 田	敏 春
副 知 事	江 畑	賢 治
政 策 部 長	小 林	清 人
総 務 部 長	植 田	隆
防災危機管理部長	大 林	清

生活・文化部長	北岡 寛之
健康福祉部長	山口 和夫
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	稲垣 清文
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	山川 進
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	丹保 健一
教 育 長	真伏 秀樹
公安委員会委員長	西本 健郎
警 察 本 部 長	斉藤 実
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄
人事委員会委員	岡 喜理夫

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時5分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されました。

次に、議案第28号から議案第76号まで及び報告第38号から報告第59号までは、さきに配付いたしました。

次に、人事委員会委員長から職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

認定番号	件 名
5	平成22年度三重県歳入歳出決算
6	平成22年度三重県債管理歳入歳出決算

7	平成22年度三重県交通災害共済事業歳入歳出決算
8	平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業歳入歳出決算
9	平成22年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業歳入歳出決算
10	平成22年度三重県就農施設等資金貸付事業等歳入歳出決算
11	平成22年度三重県地方卸売市場事業歳入歳出決算
12	平成22年度三重県林業改善資金貸付事業歳入歳出決算
13	平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業歳入歳出決算
14	平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等歳入歳出決算
15	平成22年度三重県港湾整備事業歳入歳出決算
16	平成22年度三重県流域下水道事業歳入歳出決算
17	平成22年度三重県公共用地先行取得事業歳入歳出決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を認定すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年11月7日

三重県議会議長 山本 教和 様

予算決算常任委員長 岩田 隆嘉

追加提出議案件名

議案第28号 平成23年度三重県一般会計補正予算（第9号）

議案第29号 平成23年度三重県債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 平成23年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第31号 平成23年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 平成23年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 平成23年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 平成23年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 平成23年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成23年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第38号 平成23年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 平成23年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 平成23年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 平成23年度三重県電気事業会計補正予算（第4号）
- 議案第42号 平成23年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例案
- 議案第44号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案
- 議案第45号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例案
- 議案第46号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第47号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第48号 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

- 議案第49号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
- 議案第50号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第51号 三重県森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第52号 三重県土地開発基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第54号 三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第55号 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第56号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第57号 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第58号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第59号 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案
- 議案第60号 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第61号 三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第62号 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第63号 当せん金付証券の発売について
- 議案第64号 工事請負契約について（一般県道鳥羽阿児線（的矢湾大橋）橋梁耐震対策工事）
- 議案第65号 工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター1系5・6池水処理施設（土木）建設工事）

- 議案第66号 工事請負契約の変更について（一般地方道四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）橋梁整備（橋梁上部工）工事）
- 議案第67号 工事請負契約の変更について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター 系水処理・送風機（機械）設備工事）
- 議案第68号 工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第9工区）管渠工事）
- 議案第69号 訴えの提起（和解を含む。）について
- 議案第70号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第71号 三重県立ゆめドームうえのの指定管理者の指定について
- 議案第72号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第73号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第74号 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第75号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる権利について
- 議案第76号 地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の一部変更について

委 員 長 報 告

議長（山本教和） 日程第1、認定第5号から認定第17号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。岩田隆嘉予算決算常任委員長。

〔岩田隆嘉予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（岩田隆嘉） 予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第5号平成22年度三重県歳入歳出決算外12件の一般会計及び特別会計の決算につきましては、去る10月18日及び28日の2回にわたり委員会を、また、11月1日及び2日には各分

科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、11月7日の委員会において、認定第6号外11件については全会一致をもって、認定第5号については賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の経過と委員会における要望等、主な事項について御報告申し上げます。

歳入の柱である県税収入は、景気の低迷による個人所得の減少に伴い個人住民税が減収になったことなどによって約2022億円となり、前年度より約73億円、3.5%減収となりました。また、国の雇用・経済対策に関する国庫支出金の減少や県債の減少などにより一般会計の歳入は減少しましたが、新しく県債管理特別会計を設置したことにより、一般会計、特別会計を合わせた歳入全体では借換債を除いて約8442億円となり、前年度より約632億円、8.1%増加しています。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成21年度の94.1%から平成22年度は91.0%と3.1ポイント減少しているものの高水準で推移しており、また、平成22年度末の県債残高は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より705億4865万円多い1兆2440億1848万円と県の財政規模を大きく上回っています。

県当局におかれては、新たな行財政改革に取り組み、将来世代に負担を先送りしないよう、4年以内に県債残高を減少に転じさせるとしてありますが、現下の経済情勢は、急速な円高の進行など景気の下振れ懸念が広がり、先行きが見通せない状況にあります。県税収入の増加が見込めない中、義務的経費は高い水準で推移しており、財政構造は一層硬直化することが見込まれます。

今後は、国の税財政改革の動向を注視しつつ、徹底した事務事業の見直しや義務的経費の抑制に取り組むとともに、さらなる税込確保対策や未収金対策に取り組むなど、歳出、歳入の両面におけるさらなる見直しにより、効率的な財政運営を行うよう要望します。

その他、本委員会及び各分科会で議論のありました主な事項について御報

告申し上げます。

まず、10月28日の総括質疑において、決算関係として、「美し国おこし・三重」事業の見直し、不用額の有効活用、杉の子特別支援学校石薬師分校の成果と課題、鳥インフルエンザ対策の検証、雇用対策、貸借対照表に対する評価、収入未済への対応、県債残高の削減策などについて議論されました。

次に、平成24年度当初予算編成に係る調査の経過について御報告申し上げます。

まず、10月13日に開会した委員会では、予算の確保対策、事業仕分けを含めた予算編成の仕組みづくり、社会的弱者に配慮した予算措置、台風12号災害からの復旧、復興、森林環境税の導入、県債残高の抑制策、「美し国おこし・三重」事業のあり方、県立特別支援学校整備第二次実施計画の推進などについて総括的に質疑を行い、25日及び26日には部局ごとに当初予算編成に向けての基本的な考え方についての調査を行いました。

また、11月1日及び2日の分科会では、「美し国おこし・三重」の取組、防災対策の推進、竹林の整備、健康福祉部所管の基金事業、公共土木施設の整備、組織犯罪対策の推進などについて議論があり、各分科会委員長から報告がありました。

県当局におかれては、これらの本委員会や各分科会等での議論や意見を踏まえ、平成24年度当初予算編成に反映されるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます、予算決算常任委員会の審査報告といたします。
議長（山本教和） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

議長（山本教和） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番（中西 勇） 皆さん、おはようございます。松阪市選出のみんなの党

中西勇です。

私は、県政の無駄をなくし、効率化、簡素化を図り、県民の血税を1円たりとも無駄にしない県政が必要だと思っております。

そこで、今回の議案、認定第5号平成22年度三重県歳入歳出決算の内容で、伊勢総合庁舎の建築工事にかかわる隣地住宅の移転補償費3億9042万6000円が昨年の9月補正予算で決定しておりますが、この点について反対討論をさせていただきます。

反対理由は、次の2点でございます。

まず、1点目は、南側に隣接する住宅地で発生した地盤沈下、ひび割れに対し三重県が選択した3億9000万円の移転補償費の支出は県の法的義務を著しく超えた過大な対応であり、税金の不適切な使用に当たるのではないかと推察されるところです。

次に、2点目は、伊勢総合庁舎は、三重県建築基準条例第6条、通称がけ条例の違反の建物であり、この違反を解消するにはがけ地に当たるこの住宅地を30度以下の緩い傾斜地にならす必要があるため、三重県は住宅地を買い上げる以外に選択肢がなかった。すなわち、3億9000万円も支出して住宅地を買い上げなければならなかった本当の理由は条例違反の解消であって、移転補償費の支出という議案上程の理由には、虚偽とまでは言いませんが、少なくとも重大な事実の隠ぺいが伴うのではないかと推察するところでございます。この問題は担当レベルのみで決定されており、議会には一切報告されていません。

私は、昨年の政策総務常任委員会の会議録や平成23年3月9日の質疑、そして、議案質疑の本会議の会議録の内容も確認しました。また、今年度に入り数カ月にわたり調査し、伊勢総合庁舎の担当者からも何度となく経緯について聞き取りいたしました。

まず、三重県建築基準条例の違法性についてですが、県が移転補償し買い取りした土地は昭和50年初頭に造成された土地で、そのころから現在まで既に地盤沈下をしていたところであり、周知の事実であります。また、伊勢総

合庁舎建設地はもともと川底で地盤状況が悪く、急傾斜地崩壊危険区域の指定もあり、地下水の噴出や地盤沈下、がけ崩れの危険性は計画当初から十分想定できた場所であります。

問題なのは、平成20年5月、建築確認申請時に、評価機関の日本E R Iからがけ崩れの危険性について、建設予定地は土砂災害危険区域から100メートル程度しか離れていませんが、建築計画には問題がないかと指摘され、これに対して構造設計担当者は、敷地外周には宅地造成等規制法に沿って擁壁が設けられ、擁壁には明確な亀裂や劣化が見られないことからがけ崩れは起こらないと、現状とは違う回答をしています。

さらには、設計者であるアール・アイ・エーが提出した建築確認申請の設計図では、擁壁、土質、造成の状況等が事実と違う記載がありますが、建築確認がされています。当然、建築確認をするのは県土整備部ですから。

この数カ月の調査で見えてきたところですが、担当者からは、がけ条例は大したことではない、たった20センチメートルオーバーしているだけですなどの説明を受けました。この認識には、正直私は驚きました。たとえ1センチメートルでも違反は違反です。

がけ条例とは、がけの高さの2倍、建物をがけから離して建てなければならないという規定であります。私の調査では、本館で20センチメートル、別館で5.47メートルオーバーしています。つまり、伊勢総合庁舎は条例違反の建物であり、許可してはならない建物だったと言えます。

さらには、担当者は、隣地地盤について岩盤だと思っていた、切り土と思っていたが盛土であったとわかったのは工事期間中であった、地盤調査をしていなかったと私に答えていました。この回答にも私は疑問を感じます。

県土整備部が当初は隣地地盤を岩盤だと思っていたことが仮に事実であったとしても、着工前の平成21年3月の住民説明会で、この住宅は緩い盛土で、二、三十年にわたって地盤沈下、ひび割れが繰り返されていたという住民の悩みを県土整備部の職員が聞いており、少なくともその時点で県土整備部は確認申請の記載が虚偽であることを知り、伊勢総合庁舎が条例違反の建物に

当たることを認識していたこととなります。

本来であれば、県土整備部がこの事実を知った時点で、工事は直ちに中止されるべきでした。もしもこれが民間の工事であれば、間違いなく工事中止命令が出されるケースです。それにもかかわらず、県土整備部は施工者JVに工事中止を命じることなく、工事継続を指示しております。

指導的役割を持つ県土整備部内で建築確認の虚実申請がまかり通る前代未聞の茶番劇としか言いようがありません。こんなことが二度とあってはならないと思っております。

なお、伊勢総合庁舎は既に10月中旬に完成し、引き渡しも終わっておりますが、条例違反の建物であるため、建築基準法で義務づけられておる完了検査の検査済証の交付が受けられない、したがって、使用も許されないままの状態に置かれていることを申し添えます。

次に、税金の不適切な使用に当たらないかという点です。

少し掘り下げて調査すれば簡単にわかる現況調査でありながら、その対策が何も講じられなかったのか、専門技師がたくさんいる県土整備部内での、事前に地盤や家屋調査の当たり前の対策がなぜとられなかったのか、本当に疑問であります。事前に対策がとられていれば、3億9000万円の移転補償費は要らなかったこととなります。

結果的には、一番安いとされた計画が他の候補地より高くなったこととなります。

したがって、その当時の当局は余りにも安易な予算計画で議会へ提出したと言わざるを得ません。

また、地盤沈下の問題処理に当たっては、担当者は、平成22年4月の辞令後わずか1カ月後、平成22年5月10日の住民説明会で住民の方9名に対して、土地を買い取り、移転補償すると言明しています。説明会の議事録を調査しましたが、住民の中には、修繕してもらえばよいか、親の代からいろいろ見てきて決めた土地だから移りたくないとかという意見も出ていたようです。なぜいきなり買い取りありきの話になっていったのか不思議です。家屋や擁

壁の補修なら、移転補償の半分の費用もかからないと思います。この移転補償の決定について、弁護士や専門家を交えて十分に検討した上での決定なのでしょう。

電光石化のごとく、県では著しく、実に素早い対応で移転補償を決め、また、地盤沈下の影響調査チームも県土整備部の内部で立ち上げ、手前みそでの検討しかしていないように思います。3億9000万円の巨額の支出に対してなぜ、外部の専門家、第三者による調査委員会のような形で決定しなかったのか、本当に疑問です。

今回の移転補償費3億9000万円の支出は、建築基準条例違反と伊勢総合庁舎の建設地の選定が適切でなかったことを隠し、県当局の体面を保つため、支払われたように考えられます。今からでも遅くありません。第三者機関で調査をしていただきたいと思っております。

このような巨額の移転補償費が支出された事態に至った経緯は県当局の怠慢さが招いたことだと考え、今回の決算報告に対して反対の表明をさせていただきます。

私の意見に賛同できる議員の方があれば反対していただきたいと思っております。皆さんよろしく申し上げます。

本日は貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

議長（山本教和） 以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（山本教和） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、認定第6号から認定第17号までの12件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の

報告どおり認定されました。

次に、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山本教和） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり認定されました。

追 加 議 案 の 上 程

議長（山本教和） 日程第2、議案第28号から議案第76号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

議長（山本教和） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） おはようございます。

平成23年第3回定例会11月会議の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

最初に、9月会議においてお示しし、県議会から申し入れをいただいた、みえ県民力ビジョン（仮称）中間案及び三重県行財政改革取組素案について、それぞれの進捗状況を説明いたします。

まず、みえ県民力ビジョン（仮称）中間案については、パブリックコメントや市町への説明会を実施するなど、広く県民の皆様からも御意見をいただいております。

私は、中間案で掲げた基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を実現するためには、これまでの県政運営のあり方を変え、県民の皆様のもとに成果が届き、実感していただけるようにすることが重要であると考えています。こうした視点から、中間案でお示しした政策体系の全般にわた

って見直しを進め、最終案として取りまとめました。

主な見直しの内容について説明いたします。

まず、県民の皆様の命と暮らしを守るため、地震や風水害などの自然災害への備えに、食の安全・安心の確保や感染症対策の取組を加え、危機管理に取り組むこととします。

次に、教育と子育てのそれぞれを独立した政策分野とし、子どもたち、若者たちを社会全体ではぐくみ、夢や希望への挑戦を後押しするため、県民総参加で取り組んでいくこととします。また、県民の皆様に夢と感動を与え、一体感を醸成するスポーツについても、独立した政策分野として取り扱うこととします。

次に、雇用政策を産業政策と同じ基本方向のもとに位置づけ、相互の連携を強化して、雇用の創出と確保に総合的に取り組むこととします。また、三重の魅力や価値について、広く国内外の共感を得るため、情報発信や営業活動を強力に進めることとし、新たな政策分野として世界に開かれた三重を設け、戦略的に取り組んでいきます。

最後に、森林の持つ多様な機能が改めて注目される中で、持続的な木材生産活動は、地域の雇用確保と環境保全に大きく貢献することから、林業振興と森林づくりを一体的に進めることとします。

ビジョンの行動計画については、計画期間中に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入し、私が特に注力したいと考える政策課題を選択・集中プログラムと位置づけ、取組内容をまとめました。

防災、道路整備、医師確保などの緊急に対処すべき重要な課題に取り組む10本の緊急課題解決プロジェクト及び学力向上やスポーツなどのテーマに県民の皆様とともに中長期的な視点から取り組む5本の新しい豊かさ協創プロジェクトのほか、働く世代の人口減少が進む県南部地域を対象に、働く場の確保や観光振興などに取り組む南部地域活性化プログラムを含め、合わせて16本の取組を選定しています。

続きまして、行財政改革取組については、県議会からの申し入れに加え、

外部の有識者で構成する三重県行財政改革専門委員会においても活発な議論をいただいております、これらの要望や意見も十分踏まえ、今回、三重県行財政改革取組中間案として取りまとめたところです。

中間案では、素案でお示した基本的な考え方や方向性に加え、人づくりの改革、財政運営の改革、仕組みの改革の三つの柱ごとに、それらを進めるための具体的取組をお示するとともに、これまでの取組内容、現状の評価、課題及び改革の方向性と個々の具体的取組をロードマップ（工程表）として取りまとめました。

行財政改革取組の項目の一つである県組織の見直しについては、みえ県民力ビジョン（仮称）を着実に推進できる、県民の皆様からわかりやすい、簡素で効率的、効果的な組織体制の構築を目指し、平成24年4月に本庁部局の再編を実施したいと考えています。

なお、県民センターなどの地域機関については、現行組織の課題を検証するとともに、現場重視の視点、市町との役割分担、より成果を県民の皆さんに届けるための県民サービスや地域の特性を踏まえた組織のあり方など、様々な面から十分に検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成25年度に必要な見直しを実施したいと考えています。

以上御説明申し上げたみえ県民力ビジョン（仮称）最終案及び三重県行財政改革取組中間案の詳細については、今会議で説明させていただきます。

次に、県政における当面の主な課題等について説明いたします。

台風12号がもたらした記録的な豪雨により、本県では甚大な被害が発生しました。

県では災害発生後、市町や関係機関との緊密な連携のもと、人命の救助を最優先に、職員の派遣も行い、生活インフラの復旧や食料等の物資の提供、災害廃棄物の処理など、被災者支援と応急復旧対策を実施しました。10月には総額289億円の補正予算を組み、道路や河川などの公共施設の早期復旧に取り組むとともに、被災された方々の生活再建のための取組を進めました。

紀宝町では現在も、10世帯、16人の方が避難生活を余儀なくされており、

一日も早くもとの生活に戻れるよう、引き続き復旧活動を進めます。また、被災された方々の生活再建については、市町とも連携しながら、継続的な支援を行っていきます。公共施設等の復旧については、本格的な災害復旧事業の着手に向けて鋭意取り組んでいるところであり、迅速な対応に努めます。

国に対して、こうした紀伊半島大水害からの復旧、復興に向けて、県としての緊急提言活動や紀伊半島3県による共同提案を行ってきました。

また、平成24年度の国の予算編成等に関する提言活動の中で、災害復旧への支援をはじめ、紀伊半島の新たな命の道の整備によるミッシングリンクの解消や、熊野川の治水対策、災害に強い森林づくりなど、総合的な支援、協力を要請したところです。

こうした中で、昨日、台風12号等に係る災害対策費を含む国の第3次補正予算が成立しました。また、熊野尾鷲道路の尾鷲南インターチェンジ 尾鷲北インターチェンジ間については、先般国において新規事業採択時評価手続に着手することが決定され、事業化に向けて大きく前進しました。

引き続き、国や市町とも連携し、復旧、復興に全力を挙げて取り組んでいきます。

次に、就任以来見直しを進めてきた県内の地震・津波対策については、大規模地震発生時の避難対策など、命を守る対策に緊急かつ集中的に取り組むため、10月に津波浸水予測調査速報版を公表するとともに、全国に先駆けて三重県緊急地震対策行動計画を策定しました。

今後は、こうした調査の結果も含めて広く情報を提供し、市町や関係機関等との緊密な連携のもと、県民の皆様とともに着実に計画を実行していきます。

県内の学校における防災対策、防災教育については、教育委員会の学校防災緊急対策プロジェクトが中心となり、防災危機管理部とともに、取組の見直しや強化に向けて具体策の検討を進めています。

これらの検討結果についてはできるだけ早期に指針として取りまとめ、市町の教育委員会、学校とも連携し、取組を推進していきます。

歴史的水準の円高や欧州の債務・金融危機に加え、タイの大洪水による現地の日系企業の活動停止など、日本経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、東日本大震災の影響から一時持ち直しの兆しが見られた地域の雇用、経済は、回復の動きが弱まっています。

引き続き、販路開拓の支援などにより県内企業の活動を下支えするとともに、国の第3次補正予算に盛り込まれた対策も踏まえ、県内の産業振興や雇用確保にしっかりと取り組んでいきます。

11月18日には第1回のみえ産業振興戦略検討会議を開催し、経済変動に左右されない強靱で多様な産業構造の構築を図るなど、地域から日本経済を支えリードしていけるような戦略の策定に向けて意見交換を行ったところであり、さらに議論を深めていきます。

雇用の面では、12月に県内経済団体等の参画を得て新たに三重県雇用創造懇話会を開催することとしており、多様な働き方や働く場を視野に入れながら意見交換を行い、雇用に関する新しい仕組みの創出につなげたいと考えています。

また、10月に施行いたしましたみえの観光振興に関する条例に基づき三重県観光審議会を設置して、先日第1回会議を開催し、本県の観光振興の方向などについて、グローバルな視点から議論していただきました。審議会での議論等を踏まえ、三重県観光振興基本計画の策定を進めていきます。

さらに、新たな市場の開拓などにつなげるため、三重の魅力のPR拠点となるパワーすぼっと三重カフェを東京都内に出店しました。今後も、三重県営業本部を核として、首都圏を中心に三重の様々な情報の発信や営業活動を強化していきます。

環太平洋パートナーシップ、TPP協定については、先般、交渉参加に向けて関係国への協議に入るとの国の方針が表明されました。

今後は、国民への十分な情報提供のもとに、地方の意見もしっかりと聞いて国民的な議論を進め、その上で、TPPへの参加について、慎重に判断していただくことを強く望みます。

また、T P Pの議論においては、我が国農業の国際競争力の強化に向けた農業政策や、中国、韓国、東南アジア諸国連合、A S E A N、欧州連合、E Uなどとの自由貿易協定、F T Aを視野に入れた通商政策などのあり方が大変重要であり、政府として方向性を明確に示す必要があると考えます。

県としては、国の動向を注視し、本県の産業や県民生活への影響等も見きわめながら、必要に応じ全国知事会等とも連携して国に働きかけるなど、的確に対応していきたいと考えています。

9月会議において平成33年に開催の第76回国民体育大会を招致することを表明し、10月18日には国民体育大会の招致に関する県議会の決議をいただきました。

このことを受けて、11月15日に文部科学省、公益財団法人日本体育協会を訪問し、県、県教育委員会及び財団法人三重県体育協会の3者の連名で、平成33年第76回国民体育大会開催要望書を提出いたしました。

国民体育大会やそれに続く全国障害者スポーツ大会の開催は、県民の皆様がスポーツを通して夢と感動を分かち合うことで、県民の一体感の醸成や活力ある三重づくりにつながると考えており、今後、市町、関係団体等と十分連携しながら、開催に向けた準備を進めていきます。

紀伊半島大水害では、山腹崩壊等の山地災害や流木による被害が大きなものとなっており、森林の公益的機能の重要性を再認識するとともに、森林づくりは、その恩恵を享受する県民の皆様にも参画していただきながら、社会全体で着実に進めていく必要があるとの思いを強くしました。

本県では、平成19年度に三重の森林づくり検討委員会を設置し、森林づくりを地域社会全体で支える方策について検討を進め、森林の公益的機能の維持、増進のための新たな施策の提案や、そのための財源として県民の皆様にも広く御負担いただく税の導入が適当であるとの提言をいただきました。

私としては、その後の森林、林業を取り巻く状況の変化や紀伊半島大水害を踏まえ、森林づくりのための税の検討を進める必要があると考えており、今会議でそのための新たな取組についてお諮りします。

次に、本県財政の現状と平成24年度当初予算編成について説明いたします。

本年度は、10月補正予算で紀伊半島大水害による災害復旧費等を計上したことに加え、12月補正予算で東日本大震災の影響等による県税収入の大幅な減額と社会保障関係経費や県立病院改革に伴う経費の追加などを計上した結果、年度間の財源調整を図るための財政調整基金の残高は12月補正予算後で約15億円となっています。これは昨年同時期の約159億円と比べ大幅な減少であり、平成24年度の財政状況は、当初予算調製方針をお示した時点より、なお一層深刻な状況となっています。

このため、今後、当初予算の編成に当たっては、基金の有効活用や県有財産の積極的な売却など、あらゆる財源確保に取り組んでいくとともに、大規模臨時的事業などの先送りや総人件費の抑制などのさらなる見直しを図ってまいります。

なお、国の予算や地方財政計画等の動向が未確定な段階にあることから、これらの動向も見きわめつつ、今後必要に応じて所要の対応策をとっていきたいと考えていますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、今後とも予算編成過程の情報を提供し、県民の皆様や県議会と共有しながら予算編成を行ってまいります。

以上が当面の県政運営に当たっての考え方です。

それでは、引き続き、上程されました補正予算15件、条例案20件、その他議案14件、合わせて49件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第28号から第42号までの補正予算は、県税収入や地方交付税等の歳入の増減や、国庫支出金の額の確定に伴う事業費の増減などについて、それぞれ補正を行うものです。

各会計の補正額は、一般会計で69億8061万4000円、特別会計で46億1537万4000円、企業会計で57億7445万4000円をそれぞれ増額するものです。

まず、一般会計について、その概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、県税について、法人事業税、個人県民税などが減収する見込みから60億6100万円、地方譲与税について16億5600万円、県債に

ついて11億4820万円、それぞれ減額しています。

一方、地方交付税について、普通交付税の交付見込み額の増に伴い23億9479万5000円、国庫支出金について、地域医療再生臨時特例交付金で59億7955万2000円、公共事業関係で10億5664万9000円など、合わせて56億8817万8000円、繰入金について、土地開発基金を取り崩し、公共用地先行取得事業特別会計から51億5462万7000円を繰り入れるなど41億7368万8000円、それぞれ増額しています。

歳出の主なものとして、台風12号により被災した三岐鉄道三岐線の橋梁復旧を支援するため2171万8000円、国の平成22年度補正予算に計上された地域医療再生臨時特例交付金等を基金に積み立てるため59億9253万3000円、救急医療体制を強化するため、地域医療再生計画に基づき、桑名地域、東紀州地域での二次救急の充実に向けた支援などを行うため2億9101万3000円、県内の医師不足の解消に向けて、県内病院に勤務する若手医師の専門性向上に資する支援方策の検討などを行うため4823万1000円、県立病院改革等に伴う病院事業会計への貸付金及び負担金で51億6597万3000円、それぞれ計上しています。

また、公共事業等について、国庫補助金の確定や事業計画の変更などにより17億7519万7000円を増額しています。

一方、人件費として、人事委員会の職員の給与に関する勧告等にかんがみ給料等を減額することなどにより4億8086万9000円を減額し、県債管理特別会計繰出金について、借入利息の確定に伴う利子償還金の減額などにより11億7251万7000円を減額しています。

これらの歳入歳出予算のほか、債務負担行為及び地方債の追加及び変更とともに、繰越明許費を提出しています。

次に、特別会計及び企業会計のうち主なものについて説明いたします。

特別会計では、県債管理特別会計について、借入利息の確定に伴う利子償還金の減額などにより11億6424万3000円を減額する一方、公共用地先行取得事業特別会計について、土地開発基金を取り崩し一般会計に繰り出しを行う

ため51億5462万7000円を増額しています。また、企業会計では、水道事業会計について5億9978万6000円、工業用水道事業会計について6億3344万円、それぞれ減額する一方、病院事業会計について、志摩病院の指定管理者へ職員の身分移行を行うために必要な退職手当の支給や病院改革に伴う財務上の整理及び企業債の繰り上げ償還に係る経費等として70億1296万4000円を増額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き、条例案等の諸議案について説明いたします。

議案第43号は、県立志摩病院への指定管理者制度導入に伴い、退職する職員の退職手当の額を特例的に措置する条例を制定するものです。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、議案第44号は重要な財産を定める条例を制定し、議案第45号は職員の引継ぎに関する条例を制定し、議案第46号は関係条例の規定を整備し、議案第75号は当該法人に承継させる権利を定めようとするもので、議案第76号は定款の一部を変更しようとするものです。

議案第47号、第48号、第56号、第57号、第60号及び第62号は、人事委員会の給与改定に関する勧告等にかんがみ、所要の改正を行うものです。

議案第49号及び第58号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立及び法令の一部改正にかんがみ、規定を整備するものです。

議案第50号及び第55号は、法律の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

基金に関し、議案第51号及び第53号は法律の一部改正に伴い規定を整備し、議案第52号は、基金の一部を処分することができるよう、規定を整備するものです。

議案第54号は、県内の救急医療機関等で勤務する医師を確保するため、医師修学資金の返還免除についての規定を整備するものです。

議案第59号は、三重県立くわな特別支援学校を設置するものです。

議案第61号は、県立病院の地方独立行政法人化等にかんがみ、助産師及び

看護師修学資金の返還免除についての規定を整備するものです。

議案第63号は、宝くじを発売することについて、平成24年度の発売総額など、必要な事項を定めるものです。

議案第64号から第68号までは、工事請負契約を締結または変更しようとするものです。

議案第69号は、訴えを提起しようとするものです。

議案第70号は、損害賠償の額の決定及び和解をしようとするものです。

議案第71号から第74号までは、公の施設の指定管理者を指定しようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、報告事項について説明いたします。

報告第38号から第58号までは、議会の委任による専決処分をしましたので報告するものです。

報告第59号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（山本教和） 以上で提出者の説明を終わります。

議 員 派 遣 の 件

議長（山本教和） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって本件はお手元に配付の一覧表のとおり派遣することに決定いたしました。

議 員 派 遣 一 覧 表

1 新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会（大会）

（1）派遣目的

新名神高速道路の三重県・滋賀県区間の建設を促進し、早期完成を図ることを目的とし、三重県・滋賀県及び関係市町、関係市町議会、関係団体が組織する「新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会」が、三重県四日市市において開催する大会へ、新名神高速道路の早期完成を図るため参加する。

（2）派遣場所 三重県四日市市

（3）派遣期間 平成23年12月3日 1日間

（4）派遣議員

下野 幸助 議員	石田 成生 議員
濱井 初男 議員	長田 隆尚 議員
森野 真治 議員	中川 康洋 議員
服部 富男 議員	水谷 隆 議員
貝増 吉郎 議員	

議長（山本教和） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

議長（山本教和） お諮りいたします。明23日から27日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本教和） 御異議なしと認め、明23日から27日までは休会とすることに決定いたしました。

11月28日は、定刻より議案に関する質疑を行います。

散 会

議長（山本教和） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時50分散会